第十六条中「第十七条第一項第六号、第八号、第十一号、第十三号、第十六号、第十八号若しくは第二十号」を「第十七条第一項第七号、第九号、第十二号、第十四号、第十七号、第十九号若しくは第二十一号」に改め、同条の表第二十一条、第二十二条第一項の項の次に次のように加える。

第二十二条の二	道路管理者は	国土交通大臣は
第二十二条の二、第二十四条	道路管理者以外	国土交通大臣以外
		会社は
		国土交通大臣、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構及び会社以外

第十六条の表第二十四条の項を次のように改める。

第二十四条	道路管理者の	国土交通大臣の
		独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の

第十六条の表第四十七条の二第三項の項中「第十七条第一項第十七号」を「第十七条第一項第十八号」に改める。

（高速自動車国道法施行令の一部改正）

第三条　高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号）の一部を次のように改正する。

第十二条の表第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十四条、第二十四条の三、第二十八条第一項及び第三項、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条から第三十七条まで、第三十八条第一項、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十三条の二、第四十四条第一項、第二項及び第四項、第四十四条の二第一項から第五項まで、第四十五条第一項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の三、第四十七条の四、第四十七条の六、第四十七条の七第一項、第四十七条の十第一項及び第三項、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の十七第一項、第四十八条の十八第一項及び第二項、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条第一項、第六十七条の二、第六十八条、第七十一条第一項から第五項まで、第九十一条第二項、第九十二条第四項、第九十六条第五項、第百一条第四号及び第五号、第百二条第一号、第三号及び第四号、第百三条、第百四条の項中「第二十二条第一項」の下に「、第二十二条の二」を加え、同表第二十四条の項中「第十七条第四項」の下に「若しくは第六項」を加え、「第二十二条まで」を「第二十二条の二まで」に、「若しくは第二十二条」を「から第二十二条の二まで」に、「第八条」を「第七条の二若しくは第八条」に改め、同表第二十四条の二第三項、第三十九条第一項、第四十四条の二第八項、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十九条、第七十条第三項及び第四項、第七十二条第一項及び第三項、第七十三条第一項から第三項まで、第九十一条第三項の項の次に次のように加える。

第二十八条の二第一項	道路	高速自動車国道及び高速自動車国道以外の道路
	二以上の	国土交通大臣及び

（道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令の一部改正）

第四条　道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

（国及び都道府県又は市町村の貸付けの条件の基準）

第四条　法第四条第一項に規定する国の貸付金に関する貸付けの条件の基準は、貸付金の償還期間が二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内であり、かつ、その償還が均等半年賦償還の方法によるものであることとする。

2　法第四条第一項の規定による国の貸付けに係る都道府県又は市町村の貸付金に関する貸付けの条件の基準は、次のとおりとする。

一　貸付金の償還期間が二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内であり、かつ、その償還が均等半年賦償還の方法によるものであること。

二　貸付けを受ける電線共同溝の占用予定者は、国又は都道府県若しくは市町村が、貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るため必要があると認めて、当該占用予定者の業務及び資産の状況に関し報告を求め、又はその職員に、当該占用予定者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を調査させ、若しくは関係者に質問させる場合において、報告をし、立入調査を受忍し、又は質問に応じなければならないこと。

（日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係法令の整備等に関する政令の一部改正）

第五条　日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係法令の整備等に関する政令（平成十七年政令第二百三号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第五条第七項」を「第六条第七項」に改める。

第六条第一項の表第九条第一項第八号の項中「第九条第一項第八号」を「第九条第一項第九号」に改め、同表第九条第一項第九号及び第九条第一項第九号の項中「第九条第一項第九号」を「第九条第一項第十号」に改め、同条第二項の表第二十一条の項の次に次のように加える。

第二十二条の二	道路管理者は	管理有料高速道路承継会社は

（日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係法令の整備等に関する政令の一部改正）

第六条　特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項の表第二十四条の項中「第二十四条」を「第二十二条の二、第二十四条」に改める。

（特別会計に関する法律施行令の一部改正）

第七条　特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第二号中「第四条第一項」を「第五条第一項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年九月二日）から施行する。

（道路の修繕に関する法律の施行に関する政令の一部改正）

第二条　道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和二十四年政令第六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第二項（」を「第三項（」に改める。

（沖縄振興特別措置法施行令の一部改正）

第三条　沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第五項中「第六条第二項各号」を「第六条第三項各号」に改める。

（都市再生特別措置法施行令の一部改正）

第四条　都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「第三号に」を「第四号に」に改める。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
財務大臣　麻生　太郎
国土交通大臣　太田　昭宏